平成２８年（フ）第１５０１号
大阪市住吉区苅田５丁目18番20号
破産者　株式会社ラヴィサンリュウール
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３号
大阪府河内長野市栄町30番46号
破産者　有限会社寿電気
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
北海道苫小牧市光洋町１丁目16番18号
破産者　柳谷仕出し店株式会社
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２９６号
茨城県神栖市深芝南２丁目８番地４　サラリエ111号室、開始決定時の住所茨城県鉾田市荒地575番地４　メゾンヴェールＢ２－１
破産者　岩柳　康夫
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
千葉県南房総市千倉町平舘888番地の３
破産者　有限会社アンドーフーズ
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第９号
千葉県南房総市千倉町平舘888番地２
破産者　安藤　一彦
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第３１１号
東京都三鷹市上連雀９丁目34番４－301号
破産者　吉野　美樹
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１４号
東京都西東京市柳沢５丁目８番４号野口コーポ103号
破産者　岩本　行博
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７号
神奈川県横須賀市岩戸４丁目23番５号
破産者　有限会社フリースタイル
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３８号
三重県鈴鹿市算所５丁目24番21号　オレンジコーポラスＨ号室、前住所三重県鈴鹿市深溝町1698番地の１
破産者　松尾　一正
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５３号
三重県津市八町２丁目10番40号
破産者　濵田　和浩
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５４号
三重県四日市市桜町159番地　ピースオブライフ１－101、開始決定時の住所三重県四日市市中部17番14―503号　ファミール四日市
破産者　加藤　秀樹
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
三重県四日市市笹川３丁目159番地３、前住所三重県四日市市天カ須賀４丁目９番11－101号　グラン・コート富洲原
破産者　小林　祥樹
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
三重県四日市市蒔田３丁目５番８号　グレイスヒルズマキタ502、前住所愛知県あま市甚目寺沖田45番地　グランレイム甚目寺Ｖ403号
破産者　寺前　恭裕
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目１番24号
破産者　関西アルファテック株式会社
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１２号
北九州市八幡西区皇后崎町11番６－701号
破産者　有限会社匠
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７号
長崎県北松浦郡佐々町口石免1512番地先
破産者　金　　洋行（通称名金山洋行）
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１０７号
さいたま市見沼区東大宮５丁目20番地１　東コーポＢ棟205
破産者　伊藤賢一郎
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１３号
さいたま市緑区大字三室686番地１　サンハイツＮ・Ｔ201、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目32番地10
破産者　安田　祥子
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係